

奈良県告示第三百七十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可申請があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び大淀町建設環境部環境整備課（吉野郡大淀町大字桧垣本二〇九〇番地）において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
株式会社山食 代表取締役社長 山口 敦史
吉野郡大淀町大字馬佐八一七番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社山食
吉野郡大淀町大字馬佐八一七番地
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十七号に掲げる豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 四 変更しようとする事項の内容
 - 1 特定施設の使用の方法を別表第一のとおり変更する。
 - 2 汚水等の処理方法を別表第二のとおり変更する。
 - 3 用水及び排水の系統について、排水口を一箇所から二箇所に変更することに伴う排水の汚濁状態及び量を別表第三のとおり変更する。

別表第一

施設名		項目			
通常	変更前	通常		変更後	
		最大			
最大	変更後	通常			
		最大			

設 態	か の	ら 通	排 常	出 の	さ 値	れ 及	る び	汚 最	水 大	等 の	の 値	湯 煮 施 設 (一) (二) (三) (四) 及 び (五)	湯 煮 施 設 (三) (四) (五) 及 び (七)	湯 煮 施 設 (七) (八) (十) 及 び (十一)	湯 煮 施 設 (三) (四) 及 び (五)	湯 煮 施 設 (二)	湯 煮 施 設 (一)	特 定 施 設 の 一 日 当 た り の 使 用 時 間
二、二〇				○	七、八〇						○ ○	一〇、〇	あり	十時間	八時間	九時間	五時間	
二、七〇				○	九、三〇						○ ○	一二、〇						
二、二〇				○	七、〇〇						○	八、〇〇	なし	十七時間	十七時間	十七時間	十七時間	
二、五〇				○	八、〇〇						○ ○	一〇、〇						

別表第二

汚水等の処理に 施すに 水素イオ ン濃度（ 水素指数	A施設	項目		変更前	変更後
		処理前	処理後		
五・五	通常	処理前	通常	変更前	○
五・六	最大		最大		
六・五	通常	処理後	通常		
六・六	最大		最大		
四・五	通常	処理前	通常	変更後	○
四・四	最大		最大		
六・五	通常	処理後	通常		
六・六	最大		最大		

湯煮施設（一）	湯煮施設（二）	湯煮施設（三）、 （四）及び（五）	湯煮施設（七）	湯煮施設（八）	湯煮施設（十） 及び（十一）	特定施設から排出 される汚水等の一 日当たりの通常の 量及び最大の量（ 単位 m ³ ）	施状 （SS） （ 単位 mg/ ℓ）
	三・六	二〇・二	七・五	一五・二	二七・〇		○
	四・三	二二・五	八・二	一八・三	三一・〇		○
	一五・六	四六・八	一五・六	一五・六	三一・二		○
	一八・三	五四・九	一八・三	一八・三	三六・六		○

浮遊物質 量 (SS)		化学的酸 素要求量 (COD)		生物化学 的酸素要 求量 (B OD)		通常の通 態の汚染 水等の汚 後の汚		び処理及 理前及 よる処	
mg / l (単位)		mg / l (単位)		mg / l (単位)		mg / l (単位)		mg / l (単位)	
B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設
〇 一、 〇	〇 七五	〇 五、 〇	〇 九〇	〇 九、 〇	〇 三五	二 六、 五	五 五、 五	二	
〇 三、 〇	〇 九〇	〇 八、 〇	〇 二、 〇	〇 五、 〇	〇 七〇	二 六、 五	五 五、 五	二	
三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	五 七、 五	六 六、 六	五	
五 〇	五 〇	五 〇	五 〇	五 〇	五 〇	五 七、 五	六 六、 六	五	
〇 六、 〇	〇 四、 〇	〇 五、 〇	〇 四、 〇	〇 二、 〇	〇 〇、 〇	〇 五、 五	四 四、 四	〇	
〇 八、 〇	〇 六、 〇	〇 六、 〇	〇 六、 〇	〇 四、 〇	〇 二、 〇	〇 五、 五	四 四、 四	〇	
三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	三 〇	五 七、 五	六 六、 六	五	
五 〇	五 〇	五 〇	五 〇	五 〇	五 〇	五 七、 五	六 六、 六	五	

別表第三

	汚水等の処理施設 による処理前及び 処理後の汚水等の 一日当たりの通常 の量及び最大の量 (単位 m ³)									
			抽出物質 ノルマル ヘキサン		りん含有 量(単位 mg/l)		窒素含有 量(単位 mg/l)			
	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設		
変更前	○ 三七	○ 一一	○ 一五	九〇	一八	一八	○ 三五	○ 三四		
	○ 四三	○ 一四	○ 一八	○ 一三	二五	二五	○ 四〇	○ 四〇		
	○ 三七	○ 一一	○ 二・	○ 二・	五 二・	五 二・	二〇	二〇		
	○ 四三	○ 一四	○ 三・	○ 三・	○ 三・	○ 三・	二五	二五		
変更後	○ 五七	○ 二八	○ 二〇	○ 一六	一五	一〇	○ 一〇	八七		
	○ 六〇	○ 三〇	○ 二五	○ 一八	二〇	一五	○ 一二	○ 一〇		
	○ 五七	○ 二八	○ 二・	○ 二・	五 二・	五 二・	二〇	二〇		
	○ 六〇	○ 三〇	○ 三・	○ 三・	○ 三・	○ 三・	二五	二五		

									項目
排水口の排出水の汚染状態								水素イオン濃度(水素指数)	
大腸菌数(単位) MPN/100ml	ノルマルヘキサ 抽出物質含有量 (単位 mg/l)	りん含有量(単位 mg/l)	窒素含有量(単位 mg/l)	浮遊物質質量(SS (単位 mg/l)	化学的酸素要求量 (COD)(単位 mg/l)	生物化学的酸素要 求量(BOD)(単位 mg/l)	水素イオン濃度(水素指数)	水素イオン濃度(水素指数)	
									通常
									最大
○	○・一	○・〇一	○・〇二	○・五	○・五	○・五	・五	六・五〜七	通常
○	○・一五	○・〇一五	○・〇三	○・八	○・八	○・八	・五	六・五〜七	最大

		排水水の量(単位 m ³ /日))
(二) 排水口	(一) 排水口		
/	四八〇		
	五七〇		
一〇〇	八五〇		
一一〇	九〇〇		